

民間施設緑化の協定に関する要綱

(昭和 55 年 10 月 20 日 区長決定)

(趣旨)

第 1 条 東京都板橋区緑化の推進に関する条例(昭和 54 年板橋区条例第 36 号)第 14 条に規定する協定(以下「緑化協定」という。)の締結については、この要綱の定めるところによる。

(対象)

第 2 条 緑化協定締結の目的とする敷地は、別表に定める施設(以下「施設」という。)の敷地とする。ただし、国及び東京都(これらに準ずる法人を含む。)の所有又は管理するものを除く。

(締結の時期)

第 3 条 緑化協定は、次のいずれかの場合に締結する。

- (1) 施設の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)が、植栽を増加しようとするとき。
- (2) 所有者等が、施設の増改築に伴って植栽の改修をしようとするとき。
- (3) 所有者等が敷地の拡張に伴って増植をしようとするとき。
- (4) その他区長が特に必要と認めるとき。

(植栽基準)

第 4 条 緑化協定を締結する場合における樹木の植栽基準は、次のとおりとする。

- (1) 植栽面積は、敷地面積の 20 パーセント以上とすること。
- (2) 植栽の密度は、4 平方メートルにつき高木 1 本、低木 10 本以上とすること。

(助成)

第 5 条 区長は、緑化協定に基づき緑化に必要な技術的指導及び助言を行うとともに、予算の範囲内で計画植栽本数の 2 分の 1 以内の苗木を供給し、植付を行うものとする。

(植栽の管理等)

第 6 条 所有者は、緑化協定に基づき植栽した樹木の適正な管理保全に努めるとともに、植栽後 5 年間は伐採及び敷地外への移植をしてはならない。

付則

この要綱は、昭和 55 年 11 月 1 日から施行する。

別表

工場、学校、幼稚園、保育園、病院、劇場、遊技場、百貨店、市場、公衆浴場、旅館、展示場、社会福祉施設、住宅団地、倉庫、駐車場、事務所等